

新型コロナウイルスに対する 感染拡大防止対策の取り組みについて

更新日時：2020年5月15日09時00分

平素は、当社ホームページをご覧いただき誠にありがとうございます。

ご入居者ご家族他、関係者の皆さまには、弊社の新型コロナウイルス感染拡大防止策に多大なるご理解ご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて弊社では日頃より、ご入居者・職員（ご家族含む）の発熱者、体調不調者にかかる情報を各施設から適宜報告を受け、社内関係者がリアルタイムで共有できる体制を整えておりますが、この度、既にホームページでご案内しております感染拡大防止策に加え、現在実施している「ウイルスを館内に持ち込まない取り組み」や、万が一ご入居者や職員に感染の疑い及び感染が確認された際の対応について、改めてご案内申し上げます。

＜感染拡大防止策＞ ご家族と関係者の方への来館自粛のお願い

- 1.来館をお控えくださいますようお願いいたします
- 2.緊急でご入居者へお渡ししたい荷物等がございましたら、フロントにてお預かりいたします
その際は、玄関での手指消毒の実施をお願いいたします
- 3.過去14日以内に、海外への渡航歴がある方は、来館をお控えください

＜ウイルスを館内に持ち込まない取り組み＞

- 【ご入居者】
1.体調不調時の職員への速やかな連絡と健康状態把握
2.不要不急の外出自粛のお願い
3.密集に該当する館内施設の使用制限 等
- 【職員】
1.日常生活における注意事項の徹底
(三つの密の回避、会話時・買い物時の他人との距離の保持、不要不急の外出の自粛、宴会の禁止、等)
2.業務における注意事項の徹底
(毎日の検温と健康状態の申告、正しい方法による手指消毒・マスク着用、等)
3.感染機会/経路の狭窄強化
4.濃厚接触者特定に資する情報管理（報告事項の徹底） 等

＜感染が疑われる事案が発生した場合＞

例：ご入居者の場合

- 1.「帰国者・接触者相談センター」に電話連絡の上、PCR検査実施の必要性や様子観察等の指示を仰ぐ
- 2.医師等との対応協議に基づき、ご入居者の居室待機および居室配膳等を行う
- 3.ご入居者の居室や共用スペースの消毒・清掃を実施
- 4.濃厚接触者の特定と自室内待機の徹底（日々の業務上で、接触者の追跡管理を実施）
- 5.健康状態の経過確認 等

＜万が一感染者が確認された場合＞

- 1.厚生労働省からの通達（事務連絡）に基づいた、自治体や保健所（以下、行政等）への速やかな報告及び連携
- 2.行政等の指示に従った、ご入居者の自室内待機や職員の自宅待機、消毒・清掃等の即日実施
- 3.施設の介護サービスの維持に支障が生じる場合には、弊社他施設からの応援体制を発動

弊社では施設の運営継続を前提とし、日々の業務より、ご入居者・職員の接触者の追跡管理をデータベースで管理することにより、仮に感染者が発生した場合においても、速やかに行政等に報告・連携し適切な対応を実施する体制を構築しております。

尚、5月14日現在、ご入居者・職員・職員家族でPCR検査実施者は22名です。
すべての方は陰性と診断され、陽性の方はいらっしゃいません。

今後も、ご入居者や職員の安全・安心の確保に努めてまいります。